



# 熊本県公報

号外 第27号  
令和8年(2026年)  
3月31日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

- 登 載 依 頼**
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 1
  - 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… ( 〃 ) 1
  - 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… ( 〃 ) 2
  - 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則…………… ( 〃 ) 3
  - 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則… ( 〃 ) 4
  - 熊本県職員の地域手当に関する規則等の一部を改正する規則… ( 〃 ) 4
  - 熊本県職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則…… ( 〃 ) 5

## 登載依頼

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出田 孝一

### 熊本県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。  
別表出先機関の表自動車税事務所の項を削り、同表防災消防航空センターの項の次に次のように加える。

自動車税事務所	所長 首席税務専門員 次長
---------	---------------

別表出先機関の表博物館ネットワークセンターの項を削り、同表技術短期大学の項の次に次のように加える。

博物館ネットワークセンター	所長
---------------	----

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出田 孝一

### 熊本県人事委員会規則第13号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。  
別表市町村の表宇城市の部市長部局の款本庁(会計課を含む。)の項中「課長」を「課長室長」に、「文書法規係長 行政経営係長」を「文書法規係長」に改め、同表宇城市の部市長部局の款支所の項中「課長」を「課長室長」に改め、同表阿蘇市の部市長部局の款本庁(会計課を含む。)の項中「企画財政課課長補佐」を「財政課課長補佐」に改め、同表阿蘇市の部市長部局の款支所の項中「支所長 審議員」を「支所長」に改め、同表阿蘇市の部市長部局の款ASO田園空間博物館総合案内所の項を削り、同表大津町の部町長部局(会計課を含む。)の款中「課長」を「課長 政策監」に、「人事係長」を「人事秘書係長」に、「人事係の参事、主査及び主事」を「人事秘書係の参事、主査及び主事」に改め、同表南小国町の部教育委員会教育委員会の款中学校の項中「教頭」を「教頭 主任事務長」に改め、同表南小国町の部教育委員会教育委員会の款中学校の項中「教頭 主任事務長 事務長」に改め、同表南阿蘇村の部教育委員会教育委員会の款中学校の項中「教頭 主任事務長 事務長」に改め、同表南阿蘇村の部教育委員会の款小学校の項中「教頭 主任事務長 事務長」に改め、同表甲佐町の部町長部局の款町民センターの項を削り、同表五木村の部教育委員会の款を次のように改める。

教育委員会	事務局 義務教育学校	課長 校長 副校長 教頭
-------	---------------	-----------------

別表一部事務組合の表小国郷公立病院組合の部病院の項中「副総看護師長」を「副総看護師長 室長 科長」に改め、同表水保芦北広域行政事務組合の部事務局の項中「課長」を「課長 総務課課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第14号**

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1行政職給料表1級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中「総務部」を「知事公室」に改め、同表3級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中

総務部	広域本部課長、出納専門員、税務専門員及び課付 広域本部地域振興局課長、出納専門員及び課付 県央広域本部熊本農政事務所課長 県央広域本部熊本土木事務所課長及び所付 自動車税事務所課長 消防学校課長、教務参事及び主任教官
-----	--

」を

知事公室	消防学校課長、教務参事及び主任教官
総務部	広域本部課長、出納専門員、税務専門員及び課付 広域本部地域振興局課長、出納専門員及び課付 県央広域本部熊本農政事務所課長 県央広域本部熊本土木事務所課長及び所付 自動車税事務所課長

生検査所課長 動物愛護センター課長」を「食肉衛生検査所課長」に、「農業大学校課長、准教授及び主任講師」を「農業大学校課長、科長、准教授及び主任講師」に改め、同部議会事務局の項中「巡視長」を「室長 巡視長」に改め、同表4級の部知事の事務部局の款本庁の項中「専門員」を「専門員 専門監」に、同款地方出先機関の項中

総務部	広域本部部付 広域本部地域振興局部付 県央広域本部土木部益城復興事務所長及び次長 県央広域本部熊本農政事務所次長及び課長 県央広域本部熊本土木事務所次長及び課長 自動車税事務所次長 消防学校副校長、課長及び教務主幹 防災消防航空センター所長
-----	--

」を

知事公室	消防学校副校長、課長及び教務主幹 防災消防航空センター所長
総務部	広域本部部付 広域本部地域振興局部付 県央広域本部土木部益城復興事務所長及び次長 県央広域本部熊本農政事務所次長及び課長 県央広域本部熊本土木事務所次長及び課長 自動車税事務所次長

境科学研究所次長及び課長」を「保健環境科学研究所次長及び課長 食肉衛生検査所次長」に改め、同表6級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中

総務部	広域本部首席税務専門員及び本部付 広域本部地域振興局局付 県央広域本部土木部副部長 県央広域本部
-----	--

熊本農政事務所長 県央広域本部熊本土木事務所次長 自動車税事務所所長及び首席税務専門員 消防学校長
--

」を

「

知事公室	消防学校長
総務部	広域本部首席税務専門員及び本部付 広域本部地域振興局局付 県央広域本部土木部副部長 県央広域本部熊本農政事務所長 県央広域本部熊本土木事務所次長 自動車税事務所所長及び首席税務専門員

」に改め、同表

備考第4項中「農業研究センターアグリシステム総合研究所室長」の次に「、農業大学教科長」を加える。

別表第1の4医療職給料表(1)2級の部知事の事務部局の款広域本部の項中「課長」を「副部長 地域振興局副部長 課長」に改め、同表3級の部知事の事務部局の款に次のように加える。

精神保健福祉センター	所長
------------	----

別表第1の4医療職給料表(1)4級の部知事の事務部局の款中精神保健福祉センターの項を次のように改める。

福祉総合相談所	次長
---------	----

別表第2の(その5)医療職給料表(2)初任給基準表職種欄中「栄養士」の次に「及び管理栄養士」を加え、同表中

「

義肢装具士	短大3卒	1級21号給
歯科衛生士	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級15号給
	高校専攻科卒	1級11号給

」を

「

義肢装具士	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
歯科衛生士	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
	短大2卒	1級15号給
	高校専攻科卒	1級11号給

」に改

める。

別表第6の(その5)医療職給料表(2)級別最低経験年数表職種欄中「栄養士」の次に「及び管理栄養士」を加え、同表中

「

義肢装具士	短大3卒	0	1	6	9
歯科衛生士	短大卒	0	2.5	8	
	高校専攻科卒	0	4	9	

」を

「

義肢装具士	大学卒		0	5	8
	短大3卒	0	1	6	9
歯科衛生士	大学卒		0	5	8
	短大3卒	0	1	6	9
	短大2卒	0	2.5	8	
	高校専攻科卒	0	4	9	

」に改

め、同表備考中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第15号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則  
給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「栄養士」の次に「及び管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第16号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の部知事公室の款に次のように加える。

地方出先機関	消防学校長	5種
	消防学校副校長 防災消防航空センター所長	7種

別表第1知事の事務部局の部総務部の款地方出先機関の項中「県央広域本部熊本土木事務所次長（人事委員会が定めるものに限る。）」を「県央広域本部熊本土木事務所次長（人事委員会が定めるものに限る。） 県南広域本部球磨地域振興局付」に、「自動車税事務所長 消防学校長」を「自動車税事務所長」に、「県央広域本部熊本土木事務所次長（区分5種のものを除く。）」を「県央広域本部熊本土木事務所次長（区分5種のものを除く。） 県南広域本部球磨地域振興局復興・地域振興課長」に、「自動車税事務所次長部消防学校副校長 防災消防航空センター所長」を「自動車税事務所次長」に改め、同部健康福祉部の款地方出先機関の項中「精神保健福祉センター所長」を「福祉総合相談所次長（人事委員会が定めるものに限る。）」に、「福祉総合相談所次長（区分3種のものを除く。）」に、「保健環境科学研究所長 精神保健福祉センター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県職員の地域手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第17号

熊本県職員の地域手当に関する規則等の一部を改正する規則

（熊本県職員の地域手当に関する規則の一部改正）

第1条 熊本県職員の地域手当に関する規則（平成18年熊本県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県の項の次に次のように加える。

千葉県	(1) 次の各号に掲げる地域以外の地域	5級地
	(2) 千葉市 成田市 袖ヶ浦市 印西市	3級地
	(3) 市川市 船橋市 松戸市 佐倉市 柏市 市原市 富津市 浦安市	4級地

（熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年熊本県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

都 道 府 県	支 給 地 域	級 地
北海道	札幌市	4%級地
埼玉県	さいたま市	13%級地
千葉県	柏市	8%級地
東京都	特別区	20%級地
	八王子市、府中市	16%級地
神奈川県	横浜市	16%級地
石川県	金沢市	4%級地

京都府	京都市	8%級地
大阪府	大阪市	16%級地
福岡県	福岡市	8%級地
	太宰府市	4%級地
長崎県	長崎市	1%級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附 則  
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月31日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第18号**

熊本県職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の扶養手当に関する規則（平成2年熊本県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2号中「年額130万円以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

附 則  
この規則は、令和8年4月1日から施行する。